

2022年3月号 (Vol.15)

電動キックボード・自動配送ロボットの交通ルール等に関する 道交法改正案の決定

- ・ 道交法改正の概要
- ・ 電動キックボード・自動配送ロボット等に関する規定の整備
- ・ 運転免許証と個人番号カードの一体化に関する規定の整備
- ・ 今後の展開

森・濱田松本法律事務所

弁護士 戸嶋 浩二

TEL. 03 5223 7789

koji.toshima@mhm-global.com

弁護士 佐藤 典仁

TEL. 03 6266 8717

norihito.sato@mhm-global.com

弁護士 秋田 顕精

TEL. 03 6213 8172

kensho.akita@mhm-global.com

弁護士 阿南 光祐

TEL. 03 5293 4897

kosuke.anan@mhm-global.com

弁護士 福澤 寛人

TEL. 03 5293 4929

hiroto.fukuzawa@mhm-global.com

・ 道交法改正の概要

2022年3月4日、道路交通法の一部を改正する法律案（以下「本改正案」といいます。）¹が閣議決定され、無人自動運転移動サービス（自動運転レベル4）や電動キックボード・自動配送ロボットに関する新たな道路交通法制の内容が明らかになりました。

本改正案により、

無人自動運転移動サービス（自動運転レベル4）

電動キックボードの公道における走行等の交通ルールに関する制度整備や自動配送サービスの実現

運転免許証とマイナンバーカードの一体化等

に関する制度整備がされる予定です。

本改正案は、2022年の通常国会に提出されており、提案通りに今国会で成立した場合、各規定はそれぞれ以下の時期に施行されます。

規定	施行時期
無人自動運転移動サービス	公布から1年以内
-1 自動配送ロボット	公布から1年以内
-2 電動キックボード	公布から2年以内
免許証とマイナンバーカードの一体化	公布から3年以内

¹ <https://www.npa.go.jp/laws/kokkai/index.html>

AUTOMOTIVE NEWSLETTER

前回のニュースレターでは上記 を取り上げましたので、本号では上記 及び を取り上げます²。

・ 電動キックボード・自動配送ロボット等に関する規定の整備

現行の道路交通法(以下「現行道交法」といいます。)による規制が、電動キックボードや自動配送ロボット等の新しいモビリティのサービスの普及の障害となっていたことを受けて、「成長戦略実行計画」(2021年6月18日閣議決定)³や「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(2021年11月19日閣議決定)⁴でこれらの制度整備の必要性が示されるとともに、2021年12月に公表された「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会 報告書」(以下「新たな交通主体に関する報告書」といいます。)⁵において、新しいモビリティに適用される新たな交通ルールの在り方が示されていました。これを受けて、本改正案では、新しいモビリティに関する制度整備がされています。

1. 特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)

(1) 概要

電動キックボードについては、最高速度等に応じた新たな車両区分の設定、走行場所、ヘルメットや運転免許の要否等の交通ルールが整備されました。

本改正案では、電動キックボード等を「特定小型原動機付自転車」と呼称し、以下のとおり定義しています。

【特定小型原動機付自転車】

原動機付自転車のうち、車体の大きさ及び構造が自転車道における他の車両の通行を妨げるおそれのないものであり、かつ、その運転に関し高い技能を要しないものである車として一定の基準に該当するもの(本改正案 17 条 3 項、2 条 1 項 10 号イ。以下、別途言及がない場合の条文番号は、本改正案の完全施行後の条文番号とします。)

なお、従来の原動機付自転車は「一般原動機付自転車」と定義されています(18 条 1 項、2 条 1 項 10 号イ)。

² 上記 の無人自動運転移動サービスに関する本改正案の概要については、[AUTOMOTIVE NEWSLETTER 2022年3月号\(Vol.14\)](#)をご参照ください。

³ <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/seicho/pdf/ap2021.pdf>

⁴ https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/2021/20211119_taisaku.pdf

⁵ <https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/council/houkokusyo.pdf>

AUTOMOTIVE NEWSLETTER

(2) 運転者

特定小型原動機付自転車は、運転免許を受けずに運転することができます（64条・84条1項参照）。但し、16歳未満の者の特定小型原動機付自転車の運転は禁止されています（64条の2第1項）。また、特定小型原動機付自転車の運転者には、乗車用ヘルメットの着用の努力義務が課せられます（71条の4第3項）⁶。

さらに、特定小型原動機付自転車の販売事業やシェアリング事業を行う者には、当該特定小型原動機付自転車の購入者又は利用者に対し、交通安全教育指針に従って、特定小型原動機付自転車の安全な運転を確保するために必要な交通安全教育を行う努力義務が課せられます（108条の32の4）。

(3) 車体

最高速度や大きさについては内閣府令で定めることとされ、本改正案からは明らかではありませんが、新たな交通主体に関する報告書では、最高速度は、一般的な自転車利用者の速度（15km/h～20km/h以下）⁷、車体の大きさは、普通自転車相当（長さ190cm×幅60cm）とされています。

(4) 通行場所・通行方法

特定小型原動機付自転車は、車道、普通自転車専用通行帯及び自転車道を通行することができます（17条1項、20条2項、17条3項）。

但し、特定小型原動機付自転車のうち、以下の から のいずれにも該当するもので、他の車両を牽引していないもの（遠隔操作により通行させることができるものを除く。「特例特定小型原動機付自転車」と定義されています。）は、道路標識等により通行可能な場合等には、歩道等（歩道又は路側帯）を通行することができます（17条の2第1項、17条の3第1項）。

歩道等を通行する間、当該特定小型原動機付自転車が歩道等を通行することができるものであることを一定の方法により表示していること

車体の構造上、歩道等における歩行者の通行を妨げるおそれのない速度として定める一定の速度を超える速度を出すことができないものであること

車体の構造が歩道等における歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして一定の基準に該当すること

これら表示の方法や一定の速度等は内閣府令で定めることとされ、本改正案からは明らかではありませんが、新たな交通主体に関する報告書では、速度は6km/h程

⁶ 本改正案では、併せて、全ての自転車利用者に対して乗車用ヘルメットの着用を努力義務としていますが（63条の11）。

⁷ なお、後述のパーソナルモビリティ安全利用官民協議会の警察庁説明資料「パーソナルモビリティの安全な利用の推進の在り方について」<<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/council/20220225-3.pdf>>によれば、最高速度は20km/h以下として検討が進められています。

AUTOMOTIVE NEWSLETTER

度とされています。

(5) 法令違反に対する措置等

16歳未満の者が特定小型原動機付自転車を運転した場合や(64条の2第1項)運転するおそれがある16歳未満の者に対して特定小型原動機付自転車を提供した場合(当該16歳未満の者が運転した場合に限る。同条第2項)には、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処される可能性があります(118条1項2号、3号)。また、特例特定小型原動機付自転車による歩道及び路側帯の通行に関する規定(17条の2第2項、17条の3第2項)に違反した者は、2万円以下の罰金又は料料に処される可能性があります(121条1項8号)。

また、特定小型原動機付自転車についても、交通反則通告制度(125条2項1号等)及び放置違反金制度(51条の4)の対象とされています。さらに、公安委員会は、悪質・危険な違反行為を繰り返す者には講習の受講を命令できます(108条の3の5第1項)。

2. 遠隔操作型小型車(自動配送ロボット等)

(1) 概要

自動配送ロボットについては、届出制、通行場所・方法等の交通ルールが整備されました。

本改正案では、自動配送ロボット等を「**遠隔操作型小型車**」と呼称し、以下のとおり定義しています。

【遠隔操作型小型車】

人又は物の運送の用に供するための原動機を用いる小型の車であって遠隔操作(車から離れた場所から当該車に電気通信技術を用いて指令を与えることにより当該車の操作をすること(当該操作をする車に備えられた衝突を防止するために自動的に当該車の通行を制御する装置を使用する場合を含む。)をいう。)により通行させることができるもののうち、車体の大きさ及び構造が歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして一定の基準に該当するものであり、かつ、一定の基準に適合する非常停止装置を備えているもの(2条1項11号の5)

遠隔操作型小型車には、定義のとおり、遠隔監視する者が存在することが前提とされていますが、これは、現在の技術レベルを踏まえ、十分な安全性を確保するためには、遠隔監視する者が必要であると考えられたためです。

AUTOMOTIVE NEWSLETTER

(2) 届出制

遠隔操作により道路を通行する遠隔操作型小型車の使用者は、同車を通行させようとする場所を管轄する都道府県公安委員会に対して、使用者の氏名等、通行する場所、遠隔操作を行う場所、非常停止装置の位置、遠隔操作型小型車の仕様等を事前に届け出る必要があります(15条の3)。また、届出番号等を遠隔操作型小型車の見やすい箇所に表示する必要があります(15条の4)。

(3) 車体

最高速度や大きさについては内閣府令で定めることとされ(2条1項11号の5)、本改正案からは明らかではありませんが、新たな交通主体に関する報告書では、最高速度は、6km/h程度とされ、車体の大きさは、現行の電動車椅子相当(長さ120cm×幅70cm×高さ120cm)とされています。

(4) 通行場所・通行方法

遠隔操作により道路を通行する遠隔操作型小型車は「歩行者等」に含まれ(4条1項)、歩行者と同様に、歩道、路側帯及び道路の右側端を通行することができます(10条1項)。そして、信号や道路標識等に従うことや、横断歩道を通行すること等、歩行者相当の交通ルールに従って通行させる必要があります(12条、13条)。

また、歩行者の通行を妨げることになるときは、歩行者に進路を譲らなければなりません(14条の2)。そして、遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う者は、当該遠隔操作型小型車について遠隔操作のための装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該遠隔操作型小型車の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で通行させなければなりません(14条の3)。

(5) 法令違反に対する措置等

警察官等は、危険防止等のため、遠隔操作型小型車を停止又は移動させることができます(15条の2)。また、都道府県公安委員会は、使用者又はその使用する者が法令に違反したときは、危険防止等のため、使用者に対して、必要な措置(措置をとるまでの間の通行停止を含む。)をとるべきことを指示することができます(15条の6)。

また、15条の3第1項の規定による届出をしないで、若しくは虚偽の届出をして、道路において遠隔操作を行ったとき、又は15条の6の規定による公安委員会の指示に従わなかったとき、当該違反者は、30万円以下の罰金に処される可能性があります(119条の2の2)。法人につき罰金刑が併科される可能性もあります(123条)。さらに、遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行に関して、4条1項後段に規定する警察官の現場指示や7条(信号機の信号等に従う義務)・8条(通行の禁止等)の規定等に違反した者は、2万円以下の罰金又は科料に処される可能性があります(121条1項2号)。

AUTOMOTIVE NEWSLETTER

3. 移動用小型車（搭乗型移動支援ロボット等）

本改正案では、一部の搭乗型移動支援ロボットや、電動車椅子のうち「身体障害者用の車椅子」の要件に該当しないもの⁸を念頭に、以下の車を新たに「移動用小型車」として定義し、移動用小型車を通行させている者は、道交法上の歩行者とするとしています（2条3項1号）。

【移動用小型車】

人の移動の用に供するための原動機を用いる小型の車（遠隔操作により通行させることができるものを除く。）であって、車体の大きさ及び構造が他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当するもののうち、身体障害者用の車以外のもの（2条1項11号の3）

最高速度や大きさについては内閣府令で定めることとされ、本改正案からは明らかではありませんが、新たな交通主体に関する報告書では、最高速度については、6km/h程度、車体の大きさについては、現行の電動車椅子相当（長さ120cm×幅70cm×高さ120cm）とされています。

なお、移動用小型車を道路において通行させる者は、当該移動用小型車の見やすい箇所に一定の標識を付す義務を負います（14条の4）。

・ 運転免許証と個人番号カードの一体化に関する規定の整備

本改正案では、運転免許証（以下「免許証」といいます。）について、2024年度末から個人番号カード（マイナンバーカード）との一体化が開始されること⁹を踏まえた規定の整備が行われており、その概要は以下のとおりです。

1. 一体化の方法等

本改正案に規定された、免許証と個人番号カードの一体化の方法及び一体化後の運用の概要は、以下のとおりです。

- 免許を現に受けている者で、当該免許について免許証のみを有するもの等は、いつでも、その者の住所地を管轄する公安委員会に対し、その者の個人番号カードの区分部分（氏名、マイナンバー等の「カード記録事項」が記録された部分とは区分された部分をいいます。）に、当該免許に係る特定

⁸ これらの車の多くは現行道交法上の「原動機付自転車」に分類され、本改正案による改正がなされない限り歩道走行はできません。

⁹ 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2021年12月24日閣議決定）。

https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/digital/20211224_policies_priority_package.pdf

AUTOMOTIVE NEWSLETTER

免許情報（免許の年月日や種類等、当該者の運転免許に係る一定の情報をいいます¹⁰。）を記録することを申請することができます（95条の2第1項）。申請を受けた公安委員会は、一部の例外を除き、特定免許情報を、申請者の個人番号カードの区分部分に電磁的方法により記録します（95条の2第3項）。

- 特定免許情報が記録された個人番号カード（以下「免許情報記録個人番号カード」といいます。）を有する者は、いつでも、免許証の返納又は交付の申請を行うことができます（95条の2第4項、11項）。すなわち、本人の希望に応じ、免許情報記録個人番号カードのみを所持することも、同カードと免許証の両方を所持することも認められます。
- 新たに免許証の交付を受ける際にも、申請により、その者の個人番号カードの区分部分に特定免許情報の記録を受けること、また、かかる記録を受けた上で免許証の交付を受けないことが認められます（95条の2第5項、6項）。
- 免許情報記録個人番号カードは、免許証の携帯及び提示義務に係る規定の適用において、免許証とみなされます（95条の2第7項）。したがって、自動車等を運転するときは、免許証に代えて免許情報記録個人番号カードのみを携帯することが可能となります。

2. 住所変更手続等のワンストップ化

現行道交法では、免許証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに住所地を管轄する公安委員会に届け出て、免許証に変更に係る事項の記載を受けることとされています¹¹。

本改正案では、免許情報記録個人番号カードのみを所持する者は、免許証に変更に係る事項の記載を受けることは不要となり、公安委員会への届出で足りるとされます（95条の5第2項）。さらに、住所等に変更が生じた場合は、住民基本台帳法及びマイナンバー法上の変更届出を行えば、上記の公安委員会への届出は免除されます（95条の5第3項、4項）¹²。

・ 今後の展開

本改正案により、電動キックボード・自動配送ロボット等に関する交通ルール及びその施行時期が示されました。

¹⁰ 95条の2第2項各号。

¹¹ 現行道交法94条1項。

¹² 免許との関係では、国家公安委員会が、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（公的個人認証法）上の特定署名用電子証明書記録情報の提供を受けるための措置を講じることにより、公安委員会への届出が免除されます。具体的な措置の内容は内閣府令で今後規定される予定です。

AUTOMOTIVE NEWSLETTER

現在、施行及びサービスの実用化に向けて、国土交通省に設置された新たなモビリティ安全対策ワーキンググループ¹³では、電動キックボードの保安基準の内容について、また、警察庁に設置されたパーソナルモビリティ安全利用官民協議会¹⁴では、販売事業者やシェアリング事業者の努力義務とされた交通安全教育の在り方について、それぞれ検討が進められています。このほか、電動キックボードを自賠責保険の加入対象とするか等について検討が必要です。また、本改正案では、自動配送ロボットの車体の安全基準を定めておらず、車体の安全性確保については、産業界における自主的な安全性確保に向けた取組みに委ねられています。

今回の法改正によって、電動キックボードや自動配送ロボットの使用が大きく広がっていくことが期待されます。

セミナー

- セミナー 『【中産連×愛知県 自動車産業フォーラム 2022】
「自動運転・新しいモビリティ・MaaSの法制度の最新動向」』
- 開催日時 2022年2月24日(木)～2022年3月31日(木)
- 講師 戸嶋 浩二、佐藤 典仁
- 主催 一般社団法人中部産業連盟

文献情報

- 本 『プラットフォームビジネスの法務〔第2版〕』
出版社 株式会社商事法務
著者 岡田 淳、高宮 雄介、中野 玲也、羽深 宏樹、古市 啓、岡野 智、
宇賀神 崇、中野 進一郎、秋田 顕精、松本 亮孝、上田 優介、
竹内 星七、速水 悠、逸見 優香、小林 花梨、佐野 剛史、徐 由、
柴 巍、根橋 弘之、藤江 正礎
- 本 『ドローン・ビジネスと法規制(第2版)』
出版社 株式会社清文社
著者 【編集代表】 戸嶋 浩二、林 浩美、岡田 淳、佐藤 典仁、
島田 里奈、木村 純、輪千 浩平、福澤 寛人
- 論文 「The International Comparative Legal Guide to: Aviation Law 2022
- Regulations on Drone Flights in Japan」
掲載誌 The International Comparative Legal Guide to: Aviation Law 2022
10th Edition

¹³ https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk7_000005.html

¹⁴ <https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/council/index.html>

AUTOMOTIVE NEWSLETTER

著者 【共著】戸嶋 浩二、林 浩美

➤ 論文 「The International Comparative Legal Guide to: Aviation Law 2022
- Japan chapter」

掲載誌 The International Comparative Legal Guide to: Aviation Law 2022
10th Edition

著者 林 浩美

NEWS

➤ ベトナム・ハノイオフィス開設及び当事務所ベトナム・プラクティス体制強化のお知らせ

森・濱田松本法律事務所は、ベトナム・ハノイ市に現地オフィスを開設し、2022年1月より業務を開始いたしました。併せて、当事務所ベトナム・プラクティスの更なる体制強化も行っておりますので、ご報告いたします。

当事務所は、2018年8月にホーチミンオフィスを開設して以来、パートナーの江口 拓哉 弁護士と西尾 賢司 弁護士が常駐し、これまでも、数多くのベトナム進出案件（拠点の新規設立、M&A、ジョイント・ベンチャー等）、不動産・インフラ開発案件や現地でのベトナム法務全般（紛争解決・不正調査、事業運営に関する日常法務等）を幅広く手掛けてまいりました。

近時のベトナムの急速な経済発展を受けて、日本を含む諸外国からのベトナムへの投資・進出数は益々増加しており、現地におけるリーガル・サポートの必要性とその種類は更なる広がりを見せています。そこで、当事務所としては、政治の中心地でありベトナム北部の中心都市でもあるハノイにも拠点を設けることで、一層幅広い分野及び地域において、クライアントの皆様により身近なリーガル・サービスを提供できる体制を整えることが急務と判断致しました。

ハノイオフィスには、パートナーの武川 丈士 弁護士と岸 寛樹 弁護士が駐在し、ベトナム人パートナーのハ・ティ・ヅウン弁護士と共に執務します。武川弁護士は、2012年にシンガポールオフィスを、2014年にヤンゴンオフィスを開設し、当事務所のASEAN諸国におけるリーガルプラクティスを切り拓いてきたパイオニアです。両オフィスでの役割に加え、今後はハノイオフィスを拠点にベトナム・プラクティスの更なる発展に尽力する予定です。岸弁護士は2017年からバンコクオフィスにて執務し、ASEAN諸国における幅広い知見と経験を有する弁護士です。さらに、ハ・ティ・ヅウン弁護士は、ベトナムにおける外資企業の支援に豊富な経験を有するベトナム人弁護士であり、2021年11月にベトナム人パートナーとして当事務所に加入しました。今後は、上記3名を中心に更にハノイ

AUTOMOTIVE NEWSLETTER

オフィスの体制を拡充し、ホーチミンオフィスとも連携しつつ、現地法のサポートに幅広く対応できる体制を整備します。

また、ホーチミンオフィスにおいても、パートナーの眞鍋 佳奈 弁護士及びオーストラリア人アソシエイトのニルマラン・アミルタネサン弁護士が新たに駐在することを予定しているほか、さらに、2022年2月より、新たなベトナム人パートナーとしてフック・グエン弁護士が加入しました。眞鍋弁護士は、2014年からシンガポール・ヤンゴンの両オフィスにて活躍してきた国際紛争・コンプライアンスを専門とし、ASEAN 諸国における事業支援にも豊富な実績を有する弁護士です。両オフィスでの役割に加え、今後はホーチミンオフィスを拠点に紛争・コンプライアンスといった分野を含むベトナム・プラクティスの強化に取り組む予定です。ニルマラン・アミルタネサン弁護士は、ヤンゴンオフィスにおいて東南アジア・南アジア案件を幅広く取り扱ってきた豊富な実績を有するオーストラリア人弁護士です。そして、フック・グエン弁護士は、ベトナムの大手法律事務所においてパートナーを務め、とりわけベトナムの不動産開発事業においてベトナム国内有数の実績と経験を有するベトナム人弁護士です。このように、ハノイオフィス開設と併せ、当事務所ベトナム・プラクティスのより一層の体制の拡大強化を行ってまいります。

当事務所は、時代の変化や多様化するリーガルニーズに応えつつ最良のクライアント・サービスを提供することを使命と自覚しており、以上の体制強化が当該使命を果たすことにも資するものと考えております。今後とも、上記弁護士らを中心に、クライアントの皆様の信頼と期待に応え、依頼者の Firm of Choice であり続けられるよう、森・濱田松本法律事務所ベトナムオフィス一丸となって取り組んでまいります。

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com